

平成 18 年 12 月 15 日
近 畿 財 務 局

株式会社大正銀行に対する行政処分について

1. 株式会社大正銀行（本店：大阪市）については、顧客預金着服等の不祥事件が連続して発生したことから、銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づき、事実関係及び発生原因等の報告を求めた。その結果、同行の法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であり、相互牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同行に対し、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。
 - ① 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化
 - ② 取締役会等の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立
 - ③ 営業店における厳正な事務処理の徹底及び相互牽制機能の充実・強化
 - ④ 本部監査機能の改善・強化による実効性の確保
 - ⑤ 適切な人事管理の実施
- (2) 上記(1)に関する改善計画を平成 19 年 1 月 15 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先
近畿財務局理財部金融監督第 1 課
電話 06-6949-6369